

平成 18 年 11 月 10 日

大 阪 市

環 境 事 業 局

総務部企画調整担当課長：深津

TEL：6630-3180

健 康 福 祉 局

健康推進部保健医療計画担当課長：中辻

TEL：6208-9954

危 機 管 理 室

危機管理担当課長：横関

TEL：6208-7390

消 防 局

予防部予防課長：今井

TEL：6532-8060

「(仮称) 路上喫煙の防止に関する条例」(案) の骨子について

～意見募集します～

大阪市では、平成 18 年 11 月 16 日（木）から 12 月 15 日（金）まで、「(仮称) 路上喫煙の防止に関する条例」(案) の骨子について市民の皆様から意見を募集します。

道路や公園など、多くの人々が利用する公共の場所での喫煙は、たばこの副流煙による健康への影響、たばこの火による火傷や火の不始末による火災、吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱など様々な問題が指摘されており、これらは大人のみならず、特に子どもに深刻な影響を与えます。

また、本年 4 月に実施した市民の皆様に対するアンケートの調査結果や「市民の声」などでも、これらの問題の解決を喫煙者のマナー意識の向上に委ねるだけでは十分ではなく、何らかの規制が必要だとする声が多く寄せられています。

そうしたことから、現在、大阪市では、安心・安全で快適な生活環境を確保するため、「(仮称) 路上喫煙の防止に向けた条例」(案) について検討を行っており、今回いただいたご意見を参考に、条例（案）の策定作業を進めるとともに、今後の路上喫煙対策事業に活かしてまいりたいと考えています。

記

1 募集期間

平成 18 年 11 月 16 日（木）～平成 18 年 12 月 15 日（金）

2 資料の配布（閲覧）場所【11 月 16 日（木）から】

- ・環境事業局総務部企画課
- ・健康福祉局健康推進部健康政策課
- ・危機管理室
- ・消防局予防部予防課
- ・各区役所区民情報コーナー
- ・大阪市行政資料センター（市役所 1 階）
- ・サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・公文書館（西区北堀江）
- ・環境事業局ホームページ「お知らせ」よりダウンロードできます。

<http://www.city.osaka.jp/kankyojigyo>

3 応募方法【11月16日（木）から受付】

- 郵便・ファックス・電子メールでお送りください。
- いずれの方法とも、平成18年12月15日（金）締め切りです。
- ご意見をいただいた皆様の個人情報は一切公表いたしません。
 - * 郵便・ファックスの場合
「ご意見記入用紙」にご記入の上お送りください。
〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシナス 13 階
大阪市環境事業局総務部企画課 宛
FAX 06-6630-3581
 - * 電子メールの場合
「ご意見記入用紙」の記入項目（ご意見、性別、住所、年齢）をご記入ください。
アドレス rojoukituen@city.osaka.lg.jp

4 ご注意

- 電話や窓口での口頭によるご意見は、受付けておりません。
- お寄せいただいたご意見につきましては、後日その概要とご意見についての本市の考え方を取りまとめて公表する予定です。
- 個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

5 お問い合わせ先 （環境事業局総務部企画課 電話 06-6630-3186）

路上喫煙を防止するための条例案の骨子について

(趣旨・目的)

路上喫煙については、たばこの副流煙による健康への影響、たばこの火による火傷や火の不始末による火災、吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱など様々な問題が指摘されており、これらは大人のみならず、特に子どもに深刻な影響を与える。

このような諸問題を未然に防止するため、路上における喫煙を規制することにより、市民等の安心・安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(条例案の骨子)

○ 対象とする行為

道路等において、歩行中（同一の場所にとどまっている状態を含む）又は自転車等の乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること

○ 対象とする場所

道路、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にあるものを除く）

○ 対 象 者

市民及び市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者

○ 路上喫煙の防止

何人も、市内において路上喫煙をしないよう努めなければならない

ただし、道路等を管理する権限を有する者が設置、もしくは設置を許可した灰皿等がある場所にあつては、この限りではない

○ (仮称)「路上喫煙禁止地区」の指定

- ・ 通行量が多く、路上喫煙による被害の危険性が高いなど、市長は、特に必要と認める地域を「路上喫煙禁止地区」に指定することができる
- ・ 何人も、「路上喫煙禁止地区」内において、喫煙をしてはならない
ただし、市長が指定する場所にあつては、この限りではない

○ (仮称)「路上喫煙対策委員会」の設置

- ・ 路上喫煙対策全般についての意見を聞くための委員会を設置する
- ・ 市長は、「路上喫煙禁止地区」の指定にあつては、当委員会の意見を聞くものとする

○ 罰 則

「路上喫煙禁止地区」内における違反者に対して、過料（1,000 円徴収）を科す

「(仮称)路上喫煙の防止に関する条例」(案)
の骨子について

～皆様のご意見をお寄せください～

大阪市 環境事業局
健康福祉局
危機管理室
消 防 局

— はじめに —

大阪市では、市民の皆様の安心、安全で快適な生活環境を確保するため、「(仮称)大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の制定について検討を進めています。

道路など、多くの人々が利用する公共の場所での喫煙は、たばこの副流煙による健康への影響、たばこの火による火傷やたばこの火の不始末による火災、吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱など様々な問題が指摘されており、これらは大人のみならず、特に子どもに深刻な影響を与えます。

先日実施しました、路上喫煙対策に関する「市民アンケート」の結果でも「路上喫煙により不快な思いや被害を受けた、もしくは受けそうになった」と答えた人が約9割、「路上喫煙の防止に関する条例を制定すべきである」と答えた人が約8割を占め、日々寄せられる「市民の声」などでも、路上喫煙問題の解決を喫煙者のマナー意識の向上に委ねるだけでは不十分であり、何らかの規制が必要だとする声が大きくなっています。

そのため、大阪市では、今後の路上喫煙の防止に関する様々な施策の中心となるべき条例を制定し、市民、事業者、行政の責務とルールを明らかにすることにより、互いに協力、協働しながら、路上喫煙マナーの向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えています。

つきましては、現在検討している条例案の骨子をまとめましたので、市民の皆様からの率直なご意見をお聞かせいただき、条例案策定の参考にさせていただきたいと存じます。

ご意見の募集について

1 募集期間

平成 18 年 11 月 16 日（木）～平成 18 年 12 月 15 日（金）

2 資料の配布（閲覧）場所

環境事業局総務部企画課

健康福祉局健康推進部健康政策課

危機管理室

消防局予防部予防課

大阪市行政資料センター（市役所 1 階）

サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）

公文書館（西区北堀江）

各区役所区民情報コーナー

環境事業局ホームページの「お知らせ」よりダウンロードできます。

（アドレス <http://www.city.osaka.jp/kankyojigyo>）

3 応募方法

- 郵便・ファックス・電子メールでお送りください。
- いずれの方法とも、平成 18 年 12 月 15 日（金）締め切りです。
- ご意見をいただいた皆様の個人情報は一切公表いたしません。

* 郵便・ファックスの場合

「ご意見記入用紙」にご記入の上お送りください。

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 13 階

大阪市環境事業局総務部企画課 宛

FAX 06-6630-3581

* 電子メールの場合

「ご意見記入用紙」の記入項目（ご意見、性別、住所、年齢）をご記入ください。

アドレス rojoukituen@city.osaka.lg.jp

4 ご注意

- 電話や窓口での口頭によるご意見は、受付けておりません。
- お寄せいただいたご意見につきましては、後日その概要とご意見についての本市の考え方を取りまとめて公表する予定です。
- 個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

5 お問い合わせ先 （環境事業局総務部企画課 電話 06-6630-3186）

1 大阪市における路上喫煙対策事業の概要

(1) 関係局の横断的な取り組み

大阪市では、これまで路上喫煙対策に関連した事業として、健康、防災、防火、まちの美化など、それぞれの観点から各方面での取り組みを進めてきました。

一方、全国的に路上喫煙への規制が次第に広がりつつある状況の中で、市会でも条例の制定を含む総合的な路上喫煙防止対策の必要性が取り上げられてきました。

そのような状況を受けて、大阪市として路上喫煙対策にかかる事業、特に路上喫煙を規制する条例の制定に向けた調査・研究を行うため、関係局によるワーキングチームを立上げ、環境事業局・健康福祉局・危機管理室・消防局が協働して取り組みを進めてきました。

(2) 普及啓発事業の展開

平成 17 年度からは、路上喫煙対策の具体的な事業を開始し、路上喫煙マナー向上に向けた普及啓発活動として、各区の区民まつり会場や市民フェスタ会場などで啓発コーナーを設け、喫煙マナー向上を訴えるなど、地域に根ざした活動を実施する一方で、「すきやねん大阪市民運動」へ参画するなど市民団体等とも連携を図り、事務所や店舗での禁煙・分煙の促進や路上における喫煙マナー向上に向けた取り組みを展開してまいりました。

また、平成 18 年度からは、「アカンずきん」を普及啓発用のメインキャラクターとして、難波や梅田などの主要ターミナルにおいて市民や事業者の皆様と協働した路上喫煙防止啓発キャンペーンを実施したのを始めとして、各種イベントや地域行事での普及啓発、駅前や商店街等での街頭啓発活動など新たな啓発活動も実施しています。

一方、条例制定に向けた取り組みとして、条例の内容や路上喫煙対策について、市民や事業者の皆様のご意見を広くお聴きするための「市民アンケート」を本年 4 月に実施するとともに、路上喫煙の現状等を把握するための実態調査を行うなど、条例案の策定に向けた調査・検討を進めています。

(3) 今後の取り組み

現在、平成 19 年 3 月頃を目途として条例制定に向けた作業を進めていますが、条例による路上喫煙の規制は、市民の皆様への行動に一定の制限を加えることとなりますので、様々な考え、立場の方々のご意見を参考に、慎重に検討する必要があると考えています。

また、路上喫煙問題の解決には、個々人のモラルやマナー意識の向上が必要不可欠です。

今回の条例制定を含む路上喫煙の防止に向けた取り組みが、喫煙マナーの向上につながり、本当の意味で実効性があるものとなるためには、市民や事業者の皆様との協力・協働が是非とも必要であり、重要な課題であると考えています。

今回のパブリックコメントを通じて、市民や事業者の皆様のご意見をお聞きすることにより、より良い条例案を策定してまいりたいと考えています。また、お寄せいただいたご意見につきましては、今後、市民や事業者の皆様と協力・協働し、路上喫煙対策を推進していく上での参考資料にしてまいりたいと考えています。

2 路上喫煙の防止に関する条例案の骨子について

(1) 趣旨・目的

路上喫煙については、たばこの副流煙による健康への影響、たばこの火による火傷や火の不始末による火災、吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱など様々な問題が指摘されており、これらは大人のみならず、特に子どもに深刻な影響を与える。

このような諸問題を未然に防止するため、路上における喫煙を規制することにより、市民等の安心・安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

本年4月に実施した「路上喫煙対策事業に関する市民アンケート」（環境事業局ホームページ <http://www.city.osaka.jp/kankyojigyo> で閲覧可能）では、道路などの公共の場所での喫煙（路上喫煙）が「迷惑である」と答えた方が全体の約8割を占め、そのうちほとんどの方が、「所定の場所以外では吸わないでほしい」又は、「路上喫煙は一切しないでほしい」と答えています。

また、何らかの「不快な思いや被害を受けた（受けそうになった）ことがある」方が全体の約9割あり、その内訳は、「吸い殻の散乱が見苦しい」81.5%、「煙やにおいて不快な思いをした」67.5%、「衣服やかばんを焦がされた（焦がされそうになった）」24%、「火傷を負わされた（負わされそうになった）」21.3%、「たばこの火の不始末による火災（ぼや）があった」7.5%となっています。（複数回答有）

「条例を制定すべきである」と答えた方も約8割あり、そのように回答された方に罰則を科すことについて自由意見を求めたところ、回答者の約9割が何らかの罰則を科す旨の意見を書かれています。

今回のアンケートの実施により、多くの方が道路などの公共の場所での喫煙に不快な思いや危険を感じておられ、その対策として、条例による規制を行うことや、場合によっては罰則を科すことも必要であると考えておられることがわかりました。

大阪市としましては、これらのご意見等をふまえ、健康、防災、防火、まちの美化の観点を基本的な考え方としながら、だれもが安心して暮らすことができる安全で快適な生活環境を確保することを目的とし、「(仮称)路上喫煙の防止に関する条例」を制定したいと考えて

います。

(2) 対象とする行為

道路等において、歩行中（同一の場所にとどまっている状態を含む）又は、自転車等の乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること。

本条例で規制を行うのは、屋外の道路、公園などの不特定多数の人々が行き交い、集う公共の場所での喫煙です。

また、歩きながらの喫煙だけではなく、立ち止まったり座ったりしての喫煙や自転車等の乗車中での喫煙、携帯灰皿を利用しての喫煙なども規制の対象です。

立ち止まったりしている場合でも、多くの人々の行き交う場所では、火傷や衣服、かばんなどの焼け焦げ、たばこの煙の影響などは防ぎきれないからです。

(3) 対象とする場所

道路、公園その他の公共の場所。（室内又はこれに準ずる環境にあるものを除く）

規制の対象とする場所については、道路や公園などで、公共の用に供され、市民等が自由に通行する場所を規制の対象にしたいと考えています。

(4) 対象者

市民及び本市の区域内に滞在し、又は本市の区域内を通過する者。

大阪市内にお住まいの方や通勤、通学、買い物、旅行などで市内の区域に滞在したり通過したりする方を対象とします。

(5) 路上喫煙の防止

何人も、路上喫煙をしないよう努めなければならない。
ただし、道路等を管理する権限を有する者が設置、もしくは設置を許可した灰皿等がある場所にあつてはこの限りではない。

路上喫煙を防止し、喫煙マナーの向上をはかるためには、喫煙者のみならず、非喫煙者も含めたすべての人々の意識向上が必要であり、その為には、本市や市民、事業者全体を対象にしたルールづくりが必要であると考えています。

条例には、市内全域の道路、公園など不特定多数の市民が利用する公共の場所を対象に、路上喫煙を行わないようにする努力義務の規定を設けます。

ただし、他人に迷惑がかからない場所に、道路等の管理者が設置、もしくは設置を許可した灰皿や吸い殻入れなどの喫煙設備のある場所では喫煙をしても良いこととします。

(6) 「(仮称)路上喫煙禁止地区」の指定

市長は、特に必要とする地域を「路上喫煙禁止地区」に指定することができる。
何人も、「路上喫煙禁止地区」において、路上喫煙をしてはならない。
ただし、市長が指定した場所にあつてはこの限りではない。

通行量が多く、路上喫煙による被害の危険性が高いなど、市長は、特に必要と認める地域を「路上喫煙禁止地区」に指定することができることとします。

「(仮称)路上喫煙禁止地区」では、原則として喫煙を禁止します。
ただし、市長が指定した場所に設置された喫煙スペース(喫煙設備)では、喫煙してもよい良いこととします。

具体的な設置場所については、公報などで市民の皆様に周知を行います。

(7) 「(仮称)路上喫煙対策委員会」の設置

路上喫煙対策全般についての意見を聞くための委員会を設置する。

市長は、「路上喫煙禁止地区」の指定にあたっては、路上喫煙対策委員会の意見を聞くものとする。

市長の諮問機関として、路上喫煙対策に関する様々な取り組みに関する事柄を審議し答申する機関を設けます。具体的には、路上喫煙防止に向けた普及啓発の進め方や地元、市民、事業者、各種団体などとの連携のあり方などについて様々な立場からの幅広いご意見をいただきたいと考えています。

また、「路上喫煙禁止地区」の指定にあたっては、市長は事前に「路上喫煙対策委員会」の意見を聞くものとします。

(8) 罰則の適用について

「路上喫煙禁止地区」内における違反者に対して、過料（1,000 円徴収）を科す。

条例に罰則規定（過料処分）を設ける目的は、違反者を罰すること自体が目的ではなく、路上喫煙による迷惑な行為、危険な行為の未然防止をはかりながら、罰則を科すことによるPR効果や抑止効果を最大限に活かしながら条例の趣旨・目的の周知徹底をはかることであると考えています。

また、条例制定・施行に併せ、路上喫煙防止の普及啓発活動を総合的・効果的に展開することにより、喫煙マナーのより一層の向上をはかりたいと考えています。

3 条例制定の時期等について

今回のパブリックコメントの結果等を踏まえて、具体の条例案を作成し、平成 19 年 2 月頃を目途に、市会に上程してまいりたいと考えています。

なお、過料徴収の実施の時期については、条例の制定後、路上喫煙禁止地区の指定（告示）に要する期間や表示物の設置等の期間、また、条例の内容についての周知期間が相当程度必要なことから、平成 19 年度中の適切な時期を検討したいと考えています。

ご意見記入用紙

- ・お寄せいただいたご意見につきましては、後日その概要とご意見についての本市の考え方を取りまとめて公表する予定です。
- ・個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。
- ・ご意見をいただいた皆様の個人情報は一切公表いたしません。

ご意見記入欄

- ・以下の欄は差し支えなければご記入ください。
- ・該当する項目を○で囲んでください。

性別 男性 女性	住所 市内 区 府内 市 他の都道府県
年齢 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上	